

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 自治の基本理念と基本原則（第 4 条 - 第 7 条）

第 3 章 豊かな地域環境の創造（第 8 条・第 9 条）

第 4 章 市民・コミュニティ組織（第 10 条 - 第 12 条）

第 5 章 議会・行政（第 13 条 - 第 21 条）

第 6 章 参加と協働（第 22 条 第 27 条）

第 7 章 条例の実効性の確保（第 28 条・第 29 条）

附則

前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、豊かな水と緑のまちです。

今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことが期待されます。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、安全・安心・快適に、

しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりの更なる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標及び市政運営の基本的ルール及び仕組み等、市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、もって「住みよい自治のまち 越谷」の実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用並びに基本構想等の諸計画の策定及び施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合を図るとともに、新たに条例、規則等を制定又は改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

まちづくり 市民生活の様々な分野における市民及び市が関わるすべての公共活動及び取り組みをいいます。

市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体

をいいます。

市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会及び市長その他の執行機関をいいます。

行政 市長その他の執行機関をいいます。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市民及び市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市の意思形成、実施及び評価それぞれの過程において、市民の参加が基本となるような運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民及び市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

(情報共有の原則)

第7条 市民及び市は、市政に関する情報を共有します。

第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民及び市は、人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民及び市は、自然環境の保護、保全及び創出に努めるとともに、その共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

2 市民及び市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいな

がらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

- 3 市民及び市は、越谷の歴史、伝統を大切にし、市民が主体的に新たな文化を育成する心豊かなまちづくりをすすめます。
- 4 市民及び市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。
- 3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- 4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見及び行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

- 2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

- 2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動性を発揮して市民の生活を支援し、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

- 3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

第5章 議会・行政

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視及び評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

- 2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法及び政策立案機能の向上に努めます。

- 3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

- 4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

- 2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議及び政策立案の活動に努めます。

- 3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。

- 2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

- 3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職

務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益通報)

第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、又は、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為又は事実を通報することができます。

2 前項に関することは、別に定めます。

(行政運営の原則)

第18条 行政は、公正かつ公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。

2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげるよう努めます。

3 行政は、市政情報を市民に提供するに当たっては、情報を市民に分かりやすくかつ広くいきわたるよう努めます。

4 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

(財政運営)

第19条 行政は、国や県に税源及び財源移譲を拡大する要望を行うとともに、市有財産の活用等を図ることにより、自立性の高い財政基盤の強化に努めます。

2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、基本構想をはじめとする重要な計画及び行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 行政は、予算編成、予算執行及び決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(組織)

第20条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう、機能的

であるとともに、常に相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

- 2 行政は、市民にとって分かりやすい組織で、社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図ります。

(危機管理)

- 第 2 1 条 行政は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

- 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第 6 章 参加と協働

(行政評価)

- 第 2 2 条 行政は、基本構想をはじめとする重要な計画、予算、決算及び事務内容等について、行政内部及び外部による評価を実施します。

- 2 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

(市民の行政への参加)

- 第 2 3 条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

- 2 行政は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

- 3 行政は、前項の市民公募を行うに当たっては、自ら意思表示することが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(市と市民・地域活動団体との協働)

- 第 2 4 条 行政は、市民活動やコミュニティ活動を活発にし、その主体的

な活動を支援することや市民との協働を推進することに努めます。

- 2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重します。

(市民の活動支援)

- 第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重した上で、活動促進のための支援に努めます。

(意見公募手続)

- 第26条 行政は、基本構想をはじめとする重要な計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を公表したうえで、市民から計画案に係る意見を募る手続を行います。

- 2 行政は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票)

- 第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。

- 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法の規定の例によります。

第7章 条例の実効性の確保

(推進会議の設置等)

第 28 条 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、本市における自治の推進に関し必要な事項について調査及び審議します。

3 推進会議は、前項に定めるもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。

4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に条例で定めます。

（条例の改正手続き）

第 29 条 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。